

被用者保険（協会けんぽ・健保組合・共済組合）

-年収別の支援金額の試算（令和8年度）-

年収	被保険者一人当たり (月額)
200万円	192円
400万円	384円
600万円	575円
800万円	767円
1,000万円	959円

注1 算出方法は以下のとおり。

- ・年収（標準報酬総額。毎月の給料とボーナスの合計額）に、国が示す一律の支援金率（0.23%）を掛けて年額を算出。
- ・年額を、12で割って月額にしたものに、1/2（本人拠出分）を掛けて算出。なお、同時に本人拠出分と同額（全体の1/2）を、事業主が負担。

注2 令和8年度より支援金を拠出いただくことになるが、社会保障の歳出改革等を行うことで、支援金による負担は相殺されるため、支援金導入に伴う実質的な負担は生じない。

市町村国民健康保険

-年収別の支援金額の試算（令和8年度）-

年収	世帯（夫婦と子のいる世帯）当たり (月額・50円丸め)
80万円	50円
100万円	50円
150万円	250円
200万円	400円
250万円	550円
300万円	650円

○ 夫婦と子のいる世帯（夫婦いずれか一方のみに給与収入がある世帯）の1世帯当たり支援金額

注1 子（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生年代）については均等割額が全額軽減されるため、高校生年代までこどもの数により上記試算における支援金額は変わらない。

注2 本試算は、一定の仮定をおいて行ったもの。

実際の支援金額は、各自治体の条例によって決定される。表に示す金額はモデル試算であり、50円単位で表示している。

注3 令和8年度より支援金を拠出いただくことになるが、社会保障の歳出改革等を行うことで、支援金による負担は相殺されるため、支援金導入に伴う実質的な負担は生じない。

後期高齢者医療制度

-年収別の支援金額の試算（令和8年度）-

年収	被保険者一人当たり (月額・50円丸め)
80万円	50円
100万円	50円
125万円	50円
150万円	50円
175万円	100円
200万円	200円

○ 単身世帯（年金収入のみ）の1人当たり支援金額

注1 本試算は、一定の仮定において行ったもの。

実際の支援金額は、各後期高齢者医療広域連合の条例によって決定される。表に示す金額はモデル試算であり、50円単位で表示している。

注2 令和8年度より支援金を拠出いただくことになるが、社会保障の歳出改革等を行うことで、支援金による負担は相殺されるため、支援金導入に伴う実質的な負担は生じない。